

# 合併協議会だより

編集・発行／高松市・香川町合併協議会事務局



高松冬のまつり（高松市）



農村歌舞伎 祇園座（香川町）

## 合併協定項目とその協議方針が承認されました。

合併の是非を判断する材料を整理するため、次の協議方針に基づき、合併協定項目ごとに協議が進められることとなりました。

### ★ 合併協定項目（議案第7号）

合併協定項目が別表（4ページ参照）のとおり決定されました。

### ★ 合併協定項目の協議方針（議案第9号）

#### 1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行います。

#### 2 基本原則

① 一体性確保の原則	合併後における速やかな一体性の確保を図る。
② 住民福祉向上の原則	住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
③ 負担公平の原則	負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努める。
④ 健全な財政運営の原則	合併後における健全な財政運営に資する。
⑤ 行政改革推進の原則	行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努める。

## 第2回会議の結果

10月23日(木)に、合併協議会第2回会議が、香川町農村環境改善センターで開催されました。会議の概要は、次のとおりです。

### 報告事項

次の事項について報告されました。

#### 報告第3号～第6号

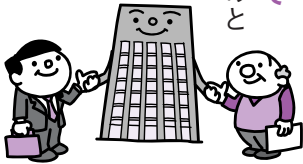
- ・高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程について
- ・幹事会の幹事長、副幹事長の互選結果について
- ・高松市・香川町合併協議会だよりの発行について
- ・高松市・香川町合併協議会ホームページの開設について

### 協議事項

議案第7号が審議され、原案のとおり決定されました。

#### 議案第7号

- 合併協定項目について
- 別表(4ページ参照)のとおり決定されました。



## 第3回会議の結果

11月25日(火)に、合併協議会第3回会議が、高松市役所で開催されました。会議の概要は、次のとおりです。

### 報告事項

次の事項について報告されました。

#### 報告第7号

- ・高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について

### 議案事項

議案第8号・第9号が審議され、原案のとおり決定されました。

#### 議案第8号

- 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について

- ・傍聴の定員を20人増やし、70人以上とする。

- ・傍聴証は、受付順に交付することとし、くじによる傍聴人の決定は廃止する。

#### 議案第9号

- 合併協定項目の協議方針について
- 表紙(1ページ)のとおり決定されました。

### 協議事項

協議第1号が提案され、次回の方で協議し、意思集約を図ることとしています。

#### 協議第1号

合併の方式(協定項目第1号)について

- ・次の2案が提案されました。

#### 〈案1〉新設合併

- ・高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する。

#### 〈案2〉編入合併

- ・香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

## 合併協定項目とは?

合併協議会では、合併に関するあらゆる事項を協議します。

協議に当たっては、両市町が合併すると仮定して、現在行っているすべての行政制度や事務事業等について、一元化に向け、調整(すり合わせ)する必要がありますが、その数は膨大なものとなります。

そこで、協議会では、特に住民生活に密接に関わりのある重要な行政制度や事務事業などの項目に絞って協議を行います。これに、合併市町の将来に対するビジョン、いわば合併市町のマスタープランとなる「建設計画」の作成を含めた項目を、合併協定項目といいます。

協議会では、これら合併協定項目の協議状況を明らかにし、住民の皆様へ合併の是非を判断する材料を提供していくことになります。

高松市・香川町合併協議会では、別表(4ページ)のとおり、48項目について、各項目ごとに協議・調整を図ることとしています。



## 新設合併と編入合併の比較

合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」があります。

合併の方式は、合併協議の基本となる項目で、今後、合併協定項目に関する協議を行うに当たって、合併特例法の適用をはじめ、その取扱いが異なってくる最も基本となる事項です。

合併協議会第3回会議では、新設合併と編入合併の両案が提案され、今後、協議していくこととなりました。

### 新設合併

高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する。



### 編入合併

香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入する。



合併の方式	新設合併	編入合併
法人格	両市町の法人格が消滅する。	編入される香川町の法人格が消滅する。
新市の名称	新たに定める。	通常、編入する高松市の名称となる。
新市の事務所の位置	新たに定める。	通常、編入する高松市の事務所の位置となる。
市町長など特別職の職員	両市町の長、助役など特別職は全員失職し、新市長は、新市による選挙で選任する。	高松市の市長など特別職の身分に影響はなく、香川町の町長など特別職は全員失職する。
議会の議員	原則 両市町の議員は失職する。 合併後、新たな議員の設置選挙を行う。	高松市の議員はそのまま在任し、香川町の議員は失職する。 (定数の増加分だけ増員選挙を行う。)
	特例 次のいずれかを適用することができる。 設置選挙に限り、新設合併の特例定数(法定定数の2倍まで)を適用できる。(定数特例) 両市町の議員で新市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後も最長2年間、そのまま在任できる。(在任特例)	次のいずれかを適用することができる。 香川町に選挙区(定数:3人)を設けて、増員選挙を行うことができる。(定数特例) 定数特例は2回(増員選挙、それに続く最初の一般選挙)適用できる。 香川町の議員は、高松市の議員の在任期間、在任できる。(在任特例)この場合、さらに最初の一般選挙で編入合併の定数特例を適用できる。
農業委員会の委員 (合併市町に1つの委員会を置くこととする場合)	原則 両市町の委員は全員失職する。 新たに選挙、選任により委員を選出する。	高松市の委員はそのまま在任し、香川町の委員は失職する。
	特例 選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10~80人の範囲内で、1年以内の間、在任できる。	選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、高松市の委員の在任期間、在任できる。
条例・規則	両市町の条例・規則は、すべて失効する。 (新たに制定する。)	高松市の条例・規則を適用する。 (合併に伴い、必要な改正を行う。)
建設計画	新市(両市町)全域の建設計画を作成する。	少なくとも編入される香川町の区域の建設計画を作成する必要がある。
各種行政制度事務事業	基本的には、すべて調整する。	高松市の行政制度や事務事業が基本となり、部分的に調整や見直しを行う。

〈別表〉

## 合併協定項目

### 1 基本的な協議事項

- |             |
|-------------|
| ① 合併の方式     |
| ② 合併の期日     |
| ③ 新市の名称     |
| ④ 新市の事務所の位置 |
| ⑤ 財産の取扱い    |

### 2 合併特例法に定める協議事項

- |                       |
|-----------------------|
| ⑥ 地域審議会の取扱い           |
| ⑦ 議会の議員の定数及び任期の取扱い    |
| ⑧ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い |
| ⑨ 地方税の取扱い             |
| ⑩ 一般職の職員の身分の取扱い       |

### 3 その他協議事項

- |                      |
|----------------------|
| ⑪ 町名・字名の取扱い          |
| ⑫ 慣行の取扱い             |
| ⑬ 事務組織及び機構の取扱い       |
| ⑭ 条例・規則等の取扱い         |
| ⑮ 特別職の職員の身分の取扱い      |
| ⑯ 一部事務組合等の取扱い        |
| ⑰ 附属機関等の取扱い          |
| ⑱ 公共的団体等の取扱い         |
| ⑲ 消防団の取扱い            |
| ⑳ 使用料・手数料等の取扱い       |
| ㉑ 各種団体への補助金・交付金等の取扱い |
| ㉒ 国民健康保険事業の取扱い       |
| ㉓ 介護保険事業の取扱い         |
| ㉔ 各種事務事業の取扱い         |

### 4 建設計画に係る協議事項

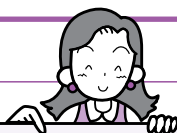
- |        |
|--------|
| ㉕ 建設計画 |
|--------|

### 24 各種事務事業の取扱い

- |                 |
|-----------------|
| 24-1 都市提携       |
| 24-2 電算システム事業   |
| 24-3 広聴広報事業     |
| 24-4 人権啓発事業     |
| 24-5 コミュニティ施策   |
| 24-6 障害者福祉事業    |
| 24-7 高齢者福祉事業    |
| 24-8 生活保護事業     |
| 24-9 児童福祉事業     |
| 24-10 その他の福祉事業  |
| 24-11 保健衛生事業    |
| 24-12 病院事業      |
| 24-13 環境対策事業    |
| 24-14 商工・観光関係事業 |
| 24-15 農林水産関係事業  |
| 24-16 建設関係事業    |
| 24-17 交通関係事業    |
| 24-18 上水道事業     |
| 24-19 下水道事業     |
| 24-20 消防防災関係事業  |
| 24-21 学校教育事業    |
| 24-22 社会教育事業    |
| 24-23 文化振興事業    |
| 24-24 その他の事業    |



## Information



### ★御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

ホームページアドレス：

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

E-mail：t8047@city.takamatsu.lg.jp

#### お詫び

合併協議会だより創刊号の「高松市・香川町の主なデータ」のうち、香川町の世帯数に誤りがありました。お詫びして、次のとおり訂正します。  
(誤) 7,809世帯 → (正) 7,819世帯

### 合併協議会の予定

第5回会議は、平成16年2月中旬に高松市内で開催の予定です。

### 合併協議会の傍聴

傍聴の定員 70人以内  
傍聴の受付 会議開始30分前  
傍聴人の決定 受付順

### 会議資料等の閲覧

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場で会議資料や会議録をご覧いただけます。